

## 「データ提出加算に係る辞退届」提出医療機関について

- 「データ提出加算」を算定している病院が、DPCフォーマットデータの提出を取りやめる場合、様式40の8「データ提出加算に係る辞退届」を届出すること。また、当該届出内容は中央社会保険医療協議会へ報告することとされている。
- 今般、医療法人 弘仁会 板倉病院（出来高病院）から、下記の理由によるデータ提出加算に係る辞退届が提出されたので報告する。

| 医療機関名            | 所在地                  | 届出日         | 辞退理由                                |
|------------------|----------------------|-------------|-------------------------------------|
| 医療法人 弘仁会<br>板倉病院 | 千葉県船橋本町<br>2丁目10番地1号 | 平成24年12月10日 | 専任者退職のため、DPCフォーマットデータの提出ができなくなったため。 |

〈参考〉平成24年3月5日 保医発第0305第2号  
基本診療料の施設基準等及び届出に関する取扱いについて（抜粋）

### 第26の4 データ提出加算

#### 2 データ提出に係る事項

(1) ~ (4) 略

(5) データ提出を取りやめる場合及び(4)により施設基準を満たさなくなった場合については、別添7の様式40の8を用い、その理由等を届出ること。なお、当該届出内容は中央社会保険医療協議会へ報告されるものであること。

(6) 略